

令和7年度 目黒区住宅リフォーム資金助成 (一般リフォーム) (省エネルギーリフォーム)

∞∞∞区内業者の施工によるご自宅のリフォーム工事の費用の一部を助成します(事前申請)∞∞∞

申請 申請書類がそろってから審査決定までに1～2週間かかります。工事開始日まで余裕をもってご申請ください。(申請に必要な書類は5～6ページへ)

*予算の範囲内で先着順となります。

一般及び省エネルギーリフォーム助成は、
国、東京都のリフォーム工事助成と併用できません。

助成金額

1. 一般リフォーム助成

工事費用全体の **10%** (千円未満切捨て) * **上限 10 万円**

2. 省エネルギーリフォーム助成 (※)

一般リフォーム助成要件を満たし、さらに省エネルギーリフォーム助成要件のすべてを満たす場合
(→詳細は7ページ)

省エネルギーリフォーム 対象工事にかかる 工事費用の

20% (千円未満切捨て) * **上限 20 万円**

※省エネルギーリフォーム助成は、①内窓の設置、②複層ガラス・断熱窓・断熱ドアへの取替、
③壁・天井・床下の断熱材施工、④ビルトイン型食洗機の設置、⑤節水型トイレの設置
の5つの対象工事に限り適用されます。

(詳細は7ページ 6. 省エネルギーリフォーム助成要件参照)

工事費用は税抜の見積金額と実際の工事に要した経費の低い方です。

目次

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| 1. 申請手続きと流れ | → 2 ページ |
| 2. 申請資格 | → 3 ページ |
| 3. 一般リフォーム助成要件 | → 3 ページ |
| 4. 工事内容の確認 | → 3 ～ 4 ページ |
| 5. 申請時に提出する書類 | → 5 ～ 6 ページ |
| 6. 省エネルギーリフォーム助成要件 (令和6年度から開始) | → 7 ページ |



【申請窓口／問合せ先】目黒区都市整備部住宅課 目黒区総合庁舎本館6階
住宅課居住支援係 TEL 5 7 2 2 - 9 8 7 8 FAX 5 7 2 2 - 9 3 2 5

検索 目黒区 ページID 4960

1. 助成の手続きと流れ

7. 4. 1

(1) 業者からの見積

- ↓ 区内業者が工事を行う工事見積書が必要となります。
(有効期限のあるものは、有効期限内のものをお持ちください。)

(2) 申請

* 申請に必要な書類については、5 ページ以降をご確認ください。

- ↓ 工事開始の2週間程度前までに申請書類一式を住宅課へ提出してください。

(3) 審査

- ↓ 審査には、書類がすべて整ってから 1~2週間程度かかります。余裕をもってご申請ください。
(書類の追加提出をお願いする場合があります。)

(4) 審査結果通知書郵送

- ↓ 審査完了後、「審査結果通知書」を郵送します。(完了手続きに必要な完了届等も同封します。)
申請した工事内容が変更となる場合は、工事開始前にご連絡ください。

(5) 工事開始

「審査結果通知書」が届いてから工事を開始してください。

↓

(6) 完了手続き(郵送可)

- ↓ 工事完了後 30 日以内に下記の書類を提出して完了手続きをしてください

- ① 住宅リフォーム工事完了届
- ② 住宅リフォーム資金助成金請求書(振込先となる申請者口座を記入してください。)
(* ①完了届と②助成金請求書は「審査結果通知書」を郵送する際に同封します。)
- ③ 対象工事全額の領収証のコピー(宛名は申請者のフルネーム、工事業者の目黒区住所記載)
(* 振込明細やレシートではなく、領収書が必要です。)
- ④ 工事後の撮影日付入り写真(申請時に提出した工事前写真と同じ場所を同一方向・同一画角で撮影してください。日付を写しこんでいない写真は、撮り直しが必要となります。)
- ⑤ 工事中写真
* 工事前と工事後を比べて、申請した内容どおりにリフォームされたことが客観的に容易に確認できる場合は不要です。
- ⑥ 建築確認が必要な増改築工事をした場合^(注3)は建築確認検査済証
詳細については、建築課建築指導係(03-5722-9637)へお問合せください。

以下は、省エネルギーリフォーム助成を適用する場合のみ提出となります。(→ 7 ページ)

- ⑦ 性能証明書(省エネルギーリフォーム助成の対象工事に関する基準を満たしていることを確認できるもの)
- ⑧ 節水型トイレ設置の場合は、便器本体下部の JIS 記号及び製品番号(品番)がわかる写真

(7) 助成金の振込

工事完了を確認したのち、助成金額を決定。「助成金交付決定通知書」を申請者へ郵送後、申請者口座へ振り込みとなります。(振込日は 2~3 週間後。)

2. 申請資格 次のすべてに該当し、対象の住宅に居住する区民のかた

☐	リフォーム工事を予定しているのは、区民であるご自身が住む（住民登録をしている）目黒区内にある居住用住宅である。				
☐	申請者は所有者、または右のいずれかである （亡くなったかたのみの所有者では申請できません）	☐	所有者本人・所有者の配偶者		
		☐	所有者の父・母	☐	所有者の配偶者の父・母
		☐	所有者の子	☐	所有者の子の配偶者
		☐	所有者の同居の親族（二親等以内）		
☐	住民税を完納している				
☐	令和 2 年（2020 年）4 月 1 日以降この制度を利用していない。（原則として助成を受けた年の翌年度から 5 年は申請できません。→8 ページ「特例による助成」を参照）				

3. 一般リフォーム助成要件 次の要件を満たすこと

☐	区内業者が行う工事である
☐	工事開始前である（審査結果通知書が届いてから開始すること）
☐	令和 8 年 3 月 31 日までに工事及び支払いが完了する
☐	工事費用は 20 万円（税抜）以上である
☐	国、東京都のリフォーム工事助成を申請していない （国、東京都の助成を受けているときは、区の助成金を返還することになります）
☐	区で行っている他の住宅に関する助成対象の工事を除く

※工事箇所は 10 年間適正に保全してください。

4. 工事内容の確認

（1）リフォーム工事にあたり必要な手続きを業者に確認

☐	建築確認等の手続きが必要か確認済（大規模な修繕又は大規模な模様替の場合）（注 3）
☐	アスベスト事前調査が必要か確認している（100 万円以上の工事の場合）

（2）室内リフォーム

☐	浴室・トイレ・キッチン・洗面所などの改修、床・壁紙の張替え、間取り変更など。一戸建てでもマンションも対象となります。
☐	内窓の設置、ビルトイン型食洗機、節水型トイレ（JIS 認定製品）については、 省エネリフォーム助成要件（→7 ページ） の対象工事となります。

（3）屋外改修工事

☐	屋根・外壁の塗装や補修などの屋外改修工事は、区分所有登記をしていない一戸建て住宅のみが対象です。（マンションや一戸建て住宅で区分所有登記をしている住宅 ^{注1} の場合、屋根・外壁などは共用部分となるため対象外です。室内などの専有部分は対象となります。）
☐	マンションは、専有部分の工事のみが対象です。
☐	自宅と自宅以外の部分（店舗、賃貸部屋など）がある併用住宅の屋根・外壁等の工事は、床面積による按分 ^{注2} となります。按分計算のため、床面積がわかる書類を提出してください。
☐	遮熱塗装又は断熱塗装は省エネリフォーム助成に適用されません。

(4) 対象とならない工事

☐	居住している家屋部分の工事が対象です。(外構・門扉・車庫などは対象外)
☐	事業用部分(店舗・事務所・作業所・賃貸住宅など)は対象外です。
☐	エアコン・給湯器・ガスコンロなど、 <u>機器交換・設置のみの工事</u> は対象外です。 ただし、浴室工事やキッチン工事に伴い、給湯器の交換が含まれる場合は対象です。

(5) 他の制度との併用(見積書はそれぞれ別にしてください)

☐	耐震改修工事助成を申請する場合、その対象となる工事は申請できません。 同時に行う他の箇所の工事は申請できます。 (同じ工事に対し、両方から助成を受けることはできません。)
☐	高齢者自立支援住宅設備給付【設備改修】を申請する場合、その対象となる箇所 (浴室・トイレ等)の工事は対象外となります。同時に行う他の場所の工事は申請できます。
☐	介護保険住宅改修給付または高齢者自立支援予防給付を申請する場合、その対象となる 工事費用(手すり設置、段差解消、床材変更、引き戸への変更等)は対象外となります。

(6) 併用できない制度

☐	一般リフォーム及び省エネリフォーム助成は両方とも国、東京都のリフォーム工事にかかる 助成との併用はできません。
--------------------------	--

5. 申請時提出する書類を用意しましょう

* 提出書類はお返しできませんのでご了承ください

①	申請書	☐	所定の用紙は住宅課にあります * 目黒区ウェブサイトからダウンロードできます。
		☐	申請書のいちばん下「資格確認同意欄」に申請者本人の署名
②	建物の登記を確認できる書類 (所有権移転等の手続きが完了したもの)	建物の登記簿上の所有者が1名～2名	☐ 令和7年度「固定資産税等納税通知書」及び「課税明細書」の写し 毎年6月頃所有者へ郵送される書類。届くまでの間(4～6月)は、総合庁舎3階都税事務所発行の「令和7年度家屋名寄帳」の写し、または「登記事項証明書」
		3名以上	☐ 「登記事項証明書」、または令和7年度「固定資産家屋評価証明書(共有者全員の氏名表付)」の写し
③	工事見積書 (内訳明細書を含む)	☐	目黒区内業者発行のもの(本社が区外にある会社の場合は、見積書と領収書が目黒区内の支店または営業所のものであること)
		☐	宛名は申請者のもの
		☐	有効期限のあるものは、有効期限内に申請してください。
		☐	省エネリフォーム助成の申請時は、助成対象が工事見積書の中で明確となるものとしてください。(内訳書を添付する、省エネリフォーム対象工事が分類されているなど)
④	建築確認済証 (新築時等)	☐	お手元に「確認通知書」や「検査済証」などがいない場合は、建築課調査係(総合庁舎6階)で発行する「建築計画概要書」の写し等が必要です。 (建築が昭和56年よりも前の場合は不要です。“②建物登記を確認できる書類”で建築年次を確認します。)
⑤	工事箇所の 撮影日付入り 工事前写真	☐	撮影日付入り。日付の入らないカメラの場合は、日付を書いた紙や工事看板などが写真の中に一緒に写るように撮影してください。
		☐	見積書に記載されている、工事をする箇所すべての工事前写真を提出してください。(完了届の際、同じ場所の写真を提出していただき、工事前後の写真を見比べて、申請した内容通りにリフォームされているかどうかを確認します。同系統の色であるなど判別しにくい場合は、工事中写真が必要となります。工事中の写真も撮影しておいてください。)
以下は、該当する場合のみ提出してください			
⑥	同意書	☐	共有者がいる場合、または工事予定住宅の所有者でない場合は提出してください。所定の用紙は住宅課にあります。 * 目黒区ウェブサイトからもダウンロードできます。
⑦	住民税納税証明書	☐	令和6年1月1日に目黒区に住民票がない場合は、前住所地の申請者本人の令和6年度住民税納税証明書が必要です。 (4月～6月に申請する場合は、令和5年度住民税納税証明書)

⑧	戸籍個人事項 証明書など	☐	申請者が工事予定住宅の所有者本人でない場合は、 所有者との続柄が確認できる戸籍個人事項証明書などが必要です。 (同一世帯の親子など、続柄が住民票で確認できる場合は不要です)
⑨	自宅図面や面積 のわかるもの	☐	下記の項目に該当する場合は、図面・見積書・工事写真に番号を入れて、 それぞれを対照できるようにして提出してください。 ① 工事場所が広範囲にわたる場合など見積書だけでは工事写真の対象 を特定することが難しい場合 ② 間取り変更があり工事前後の写真だけでは変化がわかりにくい場合 ③ 賃貸や店舗などがある併用住宅で按分計算が必要な場合
⑩	「アスベスト事 前調査結果報告」 をしたことがわ かる書類	☐	請負金額の合計が 100 万円以上(税込)の場合、①, ②のいずれかを提出 してください。(工事業者に確認してください。) ① 石綿事前調査報告システムで申請後の登録完了メールを印刷したもの ② 事前調査報告書(大気汚染防止法)(様式第3の4)(環境保全課へ紙で 申請した場合は、環境保全課の受領印のある副本のコピー) * アスベストの調査方法や届出等については環境保全課公害対策係 (03-5722-9384) へお問い合わせください。

申請時提出写真(例)

工事場所	洗面所	No. 1
工事内容	洗面台取替え	
【工事前】		【工事後】
見積書記載の全箇所の 工事前写真 写真 写真の中に撮影日を 写真撮影時に写し込むか、 印字してください。 2025/4/1		
工事場所	キッチン	No. 2
工事内容	システムキッチン取替え	
【工事前】		【工事後】
写真 2025/4/1		
工事場所	洋室1	No. 3
工事内容	建具(ドア)の交換	
【工事前】		【工事後】
写真 2025/4/1		

6. 省エネルギーフォーム助成要件

下記の要件をすべて満たす省エネルギーフォーム対象工事費用のみ（税抜の見積金額と実際の工事金額の低い方）の20%（千円未満切捨て）（上限20万円）が助成されます。

※省エネルギーフォーム対象工事以外は助成対象となりません。

（1）助成要件

☐	1. 一般リフォーム助成の要件を満たしていること
☐	2. 過去に省エネルギーフォーム助成を受けていないこと （省エネルギーフォームの助成は1度しか受けることができません。）
☐	3. 平成27年4月1日以降、一般リフォーム助成を受給していない （助成を受けた年の翌年度から10年は申請できません）
☐	4. 下記の基準を満たした対象工事（→（2）対象工事）が1つ以上該当し、 その対象工事費用の合計が20万円（税抜）以上であること
☐	5. 新耐震基準に適合している住宅（昭和56年6月1日以降に交付された建築確認済証等により確認）であること、昭和56年5月31日以前に着工した住宅は、耐震基準適合を証明できる書類を提出する（例：耐震基準適合証明書等）
☐	6. リフォーム助成の申請時に、築10年以上経過した住宅であること
☐	7. 完了届までに省エネルギーフォーム助成の対象工事に関する基準を満たしていることを確認できる書類を提出する（→（2）対象工事 性能証明書 参照）

（2）対象工事

下記の工事内容のうち、いずれか1つ以上該当し、

その対象工事の工事費用の合計が20万円（税抜）以上であること

	工事内容	基準	性能証明書 ①と②を提出する
☐	内窓の設置	既存窓の室内側に新しい窓を取り付ける又は既存内窓を取り外し、新しい内窓を取り付けることで断熱効果が得られること	① 製品番号（品番）が確認できる出荷証明書等又は納品書の写し ② 工事写真（工事前後）等
☐	複層ガラス・断熱窓・断熱ドアへの取替	外気の接する窓について複層ガラス及び断熱窓に取替える。また、外気の接するドアについて断熱効果のあるドアに取替えることで断熱効果が得られること	① 製品番号（品番）が確認できる出荷証明書等又は納品書の写し ② 工事写真（工事前後）等
☐	壁・天井・床下の断熱材施工	壁・天井・床下に断熱材を施工すること（遮熱塗装・断熱塗装は含まれない）	① 製品番号（品番）が確認できる納品証明書等又は施工証明書 ② 工事写真（工事前後及び工事中）等断熱材の施工がわかるもの
☐	ビルトイン型食洗機の設置	ビルトイン型の食器洗浄機の設置工事を行うこと	① 製品番号（品番）が確認できる納品書等又は保証書の写し ② 工事写真（工事前後）等
☐	節水型トイレの設置	既存の便器を、節水型便器（原則としてJISで定める大便器のうち「Ⅱ形」に該当し、JIS認証を取得している製品）に変更すること	① 便器本体下部のJIS記号及び製品番号（品番）がわかる写真 ② 工事写真（工事前後）等 ※壁・床の張替を同時に行うときは、工事中的写真も撮影してください。

※特例による助成

一般リフォーム助成を受けた年の翌年度から数えて5年経っていないかたでも、「10万円」と「既に助成を受けた金額」の差額を限度として、もう一度申請することができます。（※省エネリフォーム助成を受けた場合は該当しません）

なお、この助成は以下の点にご注意ください。その他の要件は、上記と同様です。

- ①前回と異なる箇所の工事をする場合に限りします。
- ②助成金額の下限は2万円、上限は“10万円から前回の助成金額を引いた金額”となります。
- ③この助成を受けた後のリフォーム助成の申請は、前回の助成を受けた年の翌年度から数えて5年以上空ける必要があります。（特例による助成を受けた年の翌年度から数えて5年ではありません。）

例：令和7年（2025年）に4万5千円の助成を受けたかたの場合

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度(2031年)～
	4万5千円の 助成を受けた	特例による助成が申請できる（1回限り上限5万5千円） ↑10万円から前回の助成金額を引いた金額					助成の制限がなくなる （上限10万円）

令和8年度～令和12年度の5年間はもう一度申請可。（上限“10万円から前回の助成金額を引いた金額”）
令和13年度からは5年経過しているため、制限はありません。（上限10万円）

（注1）区分所有登記をしている一戸建て住宅とは？

例：自宅の一部が賃貸や店舗等であり、その部分と自宅部分をそれぞれ別々に分けて登記している住宅や、二世帯住宅で親世帯と子世帯を分けてそれぞれ別の区分として登記している住宅など。

固定資産税納税通知書に同封されている課税明細書の区分家屋欄をご確認ください。空欄の場合は区分所有登記ではありません。

（注2）床面積による按分

申請者居住部分と事業用部分（店舗、事務所、賃貸部屋）の床面積の割合から、税抜の工事見積額のうち自宅に係る部分の工事金額を算出します。助成金額はその金額の10%（上限10万円）です。

（注3）リフォームにおける建築確認要否について

- 2階建ての木造戸建等で行われる**大規模なリフォーム**で2025年4月以降に工事に着手するものは、**建築確認手続の対象**となります。詳細は、建築課建築指導係（03-5722-9637）へお問合せください。
- 以下の工事は、**従来通り建築確認手続は不要**です。
 - ・内窓の設置
 - ・キッチン、トイレ、浴室等の**水回りのみのリフォーム**
 - ・バリアフリー化のための**手すりやスロープの設置工事**
 - ・屋根または外壁の塗装工事
- 建築確認手続が不要な場合でも、リフォーム後の建築物は建築基準法の規定に適合している必要があります。